

神戸っ子 すこやかプラン2029

(2025年～2029年)

本計画は、すべてのこどもが健やかに自分らしく成長でき、また誰もが安心して、こどもを
生み育てることができるよう、切れ目のない総合的なこども・子育て支援の推進に向けて、
神戸市の基本的な方向性や共通する視点を定めます。

包含・連携する計画等

子ども・子育て支援事業計画／次世代育成支援対策推進行動計画／こども計画／母子家庭及び父子
家庭並びに寡婦自立促進計画／成育医療等計画／放課後児童対策／社会的養育推進計画

[基本的な視点]

こどもの最善の利益の実現に向けて、こどもの視点に立った支援

子育て世代がゆとりをもって、子育てと自己実現を両立できる環境づくり

市民や企業・大学・NPO・地域団体など多様な主体による地域社会全体での支援

1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

2 こども・子育て世帯の状況に応じた支援

3 こどもの“**やってみたい**”を支える、こどもを主体にしたまちづくり

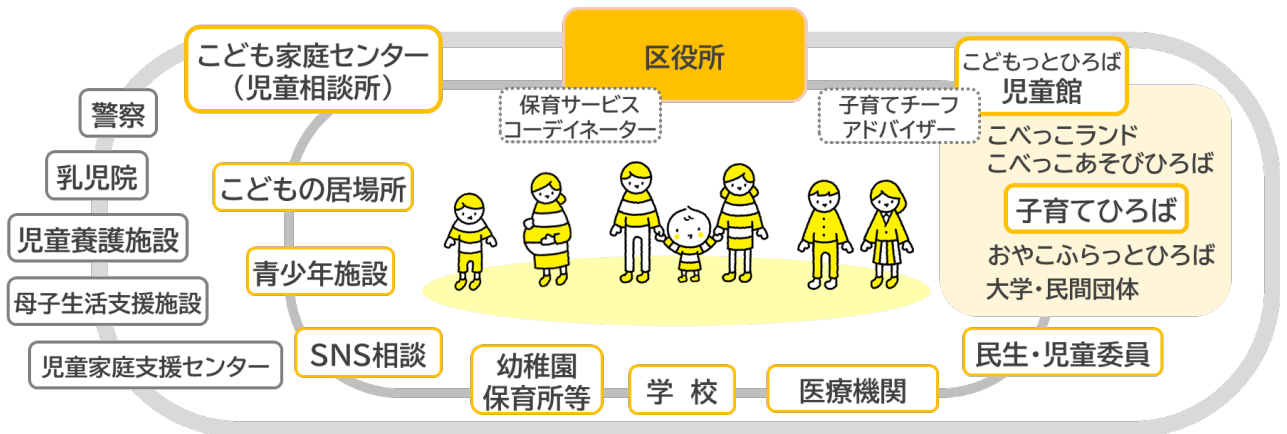
4 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくり

1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

誰もが安心して子どもを生子・育てるという選択ができるよう、働いていてもいなくても、親のライフスタイルや子どもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援を提供していきます。

<p>身近な相談窓口 からつながる 切れ目のない支援</p>	<p>・すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う区役所を中心に、気軽に相談できる身近な地域の子育て相談先等との連携を強化し、子どもや子育て家庭との接点を増やすとともに、どの相談窓口からも必要な支援につなげていくことで、育児不安の軽減や孤立化の防止に努めます。</p>
	<p><主な取り組み>区役所を中心とした一体的な相談支援機能の充実／妊婦等包括相談支援事業／児童館をはじめとした身近な相談窓口の充実と連携強化／0歳頃の見守り支援（こべっこウエルカム定期便）／SNS による相談／予期せぬ妊娠 SOS 相談など</p>

子ども・子育て世帯を取り巻く身近な相談窓口のイメージ図



<p>生まれる前～乳幼児期</p>	
<p>親と子の健康の 確保・増進</p>	<p>・母親や子どもの健康管理を行うとともに、子育ての不安を軽減し、安心して子育てできるよう、地域の医療機関等との連携を強化します。</p> <p><主な取り組み>各種健康診査／妊婦歯科健康診査／新生児訪問指導等／新生児聴覚検査等事業／小児救急医療体制の確保／養育支援ネットなど</p>
<p>妊娠・出産・産後の 支援の充実</p>	<p>・妊娠・産後の母体ケアや疲労回復、育児の助言指導など、産後の心身ケア・育児サポートを行います。</p> <p><主な取り組み>産後ケア事業／産前・産後ホームヘルプサービス事業／食育の推進など</p>

乳幼児期～学齢期

<p>人口減少社会を見据えた教育・保育の提供体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたっての安定的な質の高い教育・保育の提供に向けて、保育ニーズに対応した受け入れ枠を確保し、待機児童ゼロを維持します。なお、利用希望者が希望する時期・施設に入所しやすいよう環境づくりに留意します。 ・各ご家庭の状況に応じた保育サービス情報を提供し、きめ細やかな入所支援を行います。 <p><主な取り組み> 将来にわたって安定的な質の高い教育・保育の供給／地域子育て支援など多機能化の検討／保育サービスコーディネーターなど</p>
<p>幼児教育の理解の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の育ちに不可欠な「愛着の形成」と「豊かな遊びと体験」を通じて、こどもが生まれてきて良かったと感じ、生涯にわたって幸せに生きていく土台づくりをするとともに、その重要性を教育・保育従事者や家庭、地域に啓発し、理解が深まる取り組みを推進します。 <p><主な取り組み> 「はじめの100か月の育ち」の大切さの啓発／園庭開放等の地域の子育て支援／こども誰でも通園制度など</p>
<p>幼児期の教育・保育の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の教育・保育従事者の専門性の向上のため、研修・研究活動の充実を図るとともに、今後国が進める配置基準の改善に対応することにより、乳幼児期の教育・保育の質の向上に努めます。 <p><主な取り組み> 教育・保育合同研修の充実／大学と連携した乳幼児教育・保育の実践研究・公開保育／保育士の配置基準の改善など</p>
<p>保育人材の確保・定着支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育人材の確保・定着に向けて、処遇改善やICT活用を推進し、保育士・幼稚園教諭の事務負担の更なる軽減を図ります。 <p><主な取り組み> 6つのいいね等の処遇改善／ICTシステム導入など</p>
<p>小学校教育との円滑な接続連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学後の集団生活にこどもが円滑に適應するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校がこどもの発達・学びの連続性の共通理解のもと、すべての小学校区において就学前施設と小学校との連携による交流事業等を実施し、こどもの育ちや学びを支えます。 <p><主な取り組み> 神戸つばめプロジェクト（幼保小連携推進事業）の推進など</p>
<p>放課後こども対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・増加する学童保育ニーズに対応し、すべての希望者を受け入れるため、教育委員会と連携し、小学校施設の有効活用による安全・安心で効率的な実施場所の確保を進めるとともに、放課後児童支援員の体制強化など質の向上に取り組みます。 ・すべてのこどもが、安全・安心に、楽しく放課後を過ごすとともに、豊かな体験活動ができる環境づくりを進めるため、子育て支援に取り組む多様な事業者と連携し、こどもの視点に立った放課後こども対策の推進に取り組みます。 <p><主な取り組み> 学童保育を必要とするすべての児童の受入体制の確保／すべてのこどものための放課後の充実／配慮を要する児童への対応／学童保育の夏休み限定受入れ・昼食提供等の質の確保／放課後児童支援員の処遇改善など</p>
<p>心のゆとりをもって、こどもに向き合える環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て当事者が、不安や負担を抱え込むことなく、心のゆとりをもってこどもと向き合うことができ、自身の自己実現と子育てとの両立が図れるよう、個々のニーズに応じた様々な地域子ども・子育て支援事業を実施していきます。 <p><主な取り組み> 延長保育／幼稚園預かり保育／一時保育／子育てリフレッシュステイ／病児保育／ファミリー・サポート・センターなど</p>
<p>ライフステージを通じた子育て世帯の経済的負担の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産時から、こどもの成長した先まで展望を描けるよう、子育てにかかる経済的な負担・不安の軽減に向けた持続可能な支援に取り組みます。 <p><主な取り組み> 妊婦のための支援給付／こども医療費助成／保育料等・学童保育利用料の軽減／児童手当／多子世帯への支援／小児慢性特定疾病医療費助成／予防接種事業の推進／住み替え支援／高校生等通学定期券補助制度など</p>

2 こども・子育て世帯の状況に応じた支援

どのような状況にあっても、こどもが健やかに成長することができ、安心して子育てができるよう多様なニーズにきめ細やかに対応していきます。

<p>社会的養育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等に至る前の予防的支援により、親子が家庭で過ごすことができるよう取り組むことを第一に、代替養育を必要とするこどもについては、特に乳幼児を中心に里親等への委託を進めます。 ・施設や里親家庭で過ごすこどもの家庭復帰に向けて、施設等での生活中から自立後まで一貫した支援に取り組むとともに、親に頼ることができず困りごとを抱えるこどもの自立に向けた支援に取り組みます。 ・こどもが意見を表明する機会を確保し、こども本人の意見・意向を尊重した支援を行います。 <p><主な取り組み>家庭維持・家庭復帰に向けた支援／里親・ファミリーホーム等への委託の推進／こどもの意見表明支援／社会的養護経験者等の自立支援／施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化（専門性を活かした地域の子育て支援等）など</p>
<p>児童虐待防止対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市こどもを虐待から守る条例」を推進し、区役所、こども家庭センターなど関係機関との連携、また、保育所・学校・医療機関・警察など児童に関わりのある機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」による隙間のない支援を一層強化し、児童虐待の防止に取り組みます。 ・「養育支援ネット」等による医療機関との連携や児童虐待に関する警察との情報共有により、虐待の未然防止・早期発見・対応・再発防止等の取り組みを推進します。 <p><主な取り組み>こども家庭センターの機能強化／区役所の児童虐待対応体制の強化／児童家庭支援センターの機能強化／養育支援ヘルパー派遣事業など</p>
<p>発達が気になるこども・障がい児・医療的ケア児等への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達が気になるこどもの成長段階や発達特性に応じた専門的な相談・支援体制の充実を図り、早期発見・早期療育につなげます。また、保育所・幼稚園、学童保育等における配慮を要するこどもや医療的ケア児等及びその家族への支援を推進するほか、障がい等への理解の促進にも取り組みます。 <p><主な取り組み>専門的な相談・支援体制の充実／すこやか保育・特別支援教育（インクルーシブ保育の推進）／医療的ケア児・障がい児の受入対応の充実／職員への専門研修など</p>
<p>ひとり親家庭等への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の特性やニーズに配慮しながら、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」の4本柱で実施し、支援が必要な家庭に確実に届くよう、ひとり親家庭支援センターを中心に区役所やハローワークなどの関係機関との連携強化を進めます。 <p><主な取り組み>ひとり親家庭等医療費助成／民間賃貸住宅の家賃補助／児童扶養手当／ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業／母子父子福祉資金貸付／生活相談／養育費確保対策／就業支援事業など</p>
<p>貧困の連鎖解消施策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、多様な体験や遊び・学習の機会を確保するとともに、生活安定・就労・居住確保等の支援や地域とのつながりにより孤立化の防止を進めるなど、こどもの貧困対策を総合的に進めます。 <p><主な取り組み>こどもたちへの学習支援／子育て世帯への食を通じたつながり支援／学習指導員／自立相談支援／就労相談など</p>
<p>つながりの希薄化など社会課題を踏まえた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急激に進む社会情勢の変化等によって新たに顕在化・直面する課題に、柔軟・迅速に対応していきます。 <p><主な取り組み>こども・若者ケアラー相談・支援窓口／こどもケアラー世帯への訪問支援事業／外国にルーツを持つ児童の受入対応の充実／多胎児世帯支援など</p>

3 こどもの“やってみたい”を支える、こどもを主体にしたまちづくり

元案

こどもが自分らしく、幸せに向かってのびのびとチャレンジでき、自分の意見を表明し、社会に参画できる環境づくりを進めていきます。

変更案

こどもの気持ちを尊重し、こどもが自分らしく、思い描く幸せに向かって、一人ひとりのペースでチャレンジでき、自分の意見を表明し、社会に参画できる環境づくりを進めていきます。

<p>こどもが自身のことや命の大切さを知る機会・こどもを守る環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識に触れることができるよう情報の発信や機会づくりに取り組みます。 ・また、こどもが貧困、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、経済的搾取、性被害などの権利の侵害から守るべき存在であることを社会全体で共有していきます。 <p><主な取り組み> 妊娠に関する正しい知識の普及・啓発（プレコンセプションケア）／いのちにふれる体験／生命（いのち）の安全教育／思春期の性教育事業／親子のための相談 LINE／ネットリテラシーの向上／性被害防止の取り組みなど</p>
<p>こどもの居場所づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもたちが放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進め、異年齢のこどもとの関わりや地域で支える人とのつながりの中で様々な学びや体験活動に接することで、こどもたちの育ちを支援していきます。 <p><主な取り組み> こどもの居場所づくり事業／こども地域応援ネットワーク KOBE など</p>
<p>中高生世代が主体的に活躍できる場と居場所づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの意見を聴き、こどもの視点に立った「居たい」居場所づくりにこどもと一緒に取り組むとともに、将来、主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、 こどもがやりたいことにチャレンジできる場づくりに取り組みます。 <p><主な取り組み> 青少年施設の運営／中高生世代のためのフリースペース／部活動地域移行を踏まえた居場所づくり／若年者就業支援の推進／地域等と連携した青少年活動など</p>
<p>こどもの意見を尊重し、その意見を表明しやすい社会環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館や学童保育、青少年施設をはじめとしたこどもの居場所において、運営ルールづくりや企画への参画など、こどもが主体的に関われるよう取り組みます。 ・こどもを取り巻くおとなに対して、乳幼児から高校生世代まで、多様な養育環境や発達段階に応じたこどもの意見を聴くことや思い・願いを受け止めることが大事であり、こどもの視点に立って“やってみたい”を支えていくことの大切さを共有していきます。 ・こどもにとって身近な施策を中心に、こどもの意見を取り入れた施策となるよう、意見が表明しやすい環境を整え、その意見反映の結果等「見える化」していくことで、こどもの自己肯定感や社会の一員としての主体性につながる取り組みを進めます。 <p><主な取り組み> 行政との対話等こどもの意見を聴く取り組み／ネットモニター／こどもに寄り添い支える人材の育成・支援など</p>

4 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくり

海や山の豊かな自然やたくさんの公園、豊富な児童館や遊び場など、神戸ならではの充実した子育て環境のもと、もっと便利に、もっと楽しく充実した子育てライフを過ごしていただけるよう取り組みます。

また、多様な価値観や考え方を前提に、若い世代が子育てへの将来展望を描けるよう、地域社会全体で子どもと子育て世帯の笑顔を支える支援を進めます。

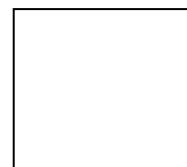
<p>地域とつながる多様なあそび場の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候に関係なく子どもが安全に思い切り遊ぶことができるあそび場の整備や、海・山などの自然に恵まれた神戸ならではの地域資源を活かした外遊びの環境づくりに取り組みます。 ・また、子どもや子育て世帯が孤立したり、負担を抱え込んだりすることのないよう、日常生活の中の多様なあそび場を通じて、地域の子育て支援活動や必要な支援へとつないでいきます。 <p><主な取り組み>こべっこランド/こどもっとひろば（児童館）・こべっこあそびひろば・おやこふらっとひろばなどの子育てひろば/子ども会活動/KOBE公園プロジェクトなど</p>
<p>子どもと子育てにやさしい環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った外出環境づくりをはじめ、子育て世帯にやさしい環境づくりを推進していきます。 <p><主な取り組み>エコファミリー制度/市営駐輪場における子育て支援/地域子育て入浴割引/市立の教育・文化施設等の無料化など</p>
<p>子育てしやすく働きやすい職場環境の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしながら働く人に向けては、育児休業を取得しやすい職場環境や働き方の見直しに向けて市内企業等への意識啓発を推進するとともに、子育てしながら働くことを支える環境づくりに取り組みます。 <p><主な取り組み>子連れで利用できるコワーキング施設/ワーク・ライフ・バランスに関する企業啓発事業など</p>
<p>「もっと、子育てしやすい街こうべ」の発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、ライフステージと状況に応じた支援があることを分かりやすく伝え、必要な情報を必要な方へ届けていきます。 ・また、若い世代が子育てへの将来展望を描けるよう、神戸で子育てする魅力を発信するとともに、神戸のまち全体で、子どもや子育てにやさしい街になるよう啓発を進めていきます。 <p><主な取り組み>子育て応援サイト「こどもっと KOBE」/こうべ子育て応援LINE/こどもっとKOBEくらぶ など</p>

神戸っ子すこやかプラン 2029 の進捗管理

- この計画の具体的な事業については、毎年度、神戸市子ども・子育て会議において検証します。
- 各目標の実現にあたり、必要な取り組みについては、子育て世帯のニーズ及び社会状況の変化等に適切に対応できるよう、さらに検討し実施していきます。
- 本計画は、各取り組みの成果や取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

「計画策定の過程」及び「主な取り組み」について

○この計画に記載している、「計画策定の過程」及び「主な取り組み」については、右の二次元コードからご確認いただけます。

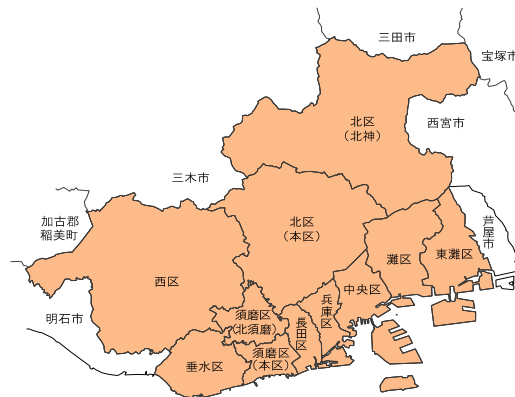


量の見込みと確保方策

1 教育・保育について（教育・保育施設、地域型保育事業）

提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」という。）を、現行の児童福祉行政の単位である行政区、北神区役所管内及び北須磨支所管内の 11 区域とします。



各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

「量の見込み」の考え方について

2023 年 12 月に実施した「神戸市子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」の結果から、国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(2024 年 3 月こども家庭庁)」に基づき算出した数値を、教育・保育の「量の見込み」とします。

2号こども^{*1}・3号こども^{*2}

○量の見込み

(人)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
0 歳	1,514	1,491	1,445	1,403	1,389
1 歳	5,315	5,278	5,237	5,162	5,078
2 歳	5,712	5,595	5,535	5,472	5,376
3～5 歳	17,603	17,302	16,946	16,426	16,123
合計	30,144	29,666	29,163	28,463	27,966

○確保方策

(人)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
0 歳	2,466	2,466	2,466	2,466	2,466
1 歳	4,628	4,628	4,628	4,628	4,628
2 歳	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
3～5 歳	17,803	17,803	17,803	17,803	17,803
合計	30,397	30,397	30,397	30,397	30,397

※1 2号こども…保育を必要とする3歳以上児

※2 3号こども…保育を必要とする3歳未満児

将来にわたって安定的な質の高い教育・保育の供給に向けて、保育ニーズに対応した受け入れ枠を確保し、「待機児童ゼロ」を維持します。保育の供給体制については、中学校区を基本として、地域の実情を踏まえた丁寧な対応を行うとともに、利用希望者が希望する時期・施設に入所しやすい環境づくりに留意します。

今後は、利用定員が「量の見込み」を上回ることから、新たな施設整備は計画しないものとしします。

但し、大規模マンションの建設や大規模住宅開発などにより保育需要が激増するなど局所的に新たな保育ニーズに対応する必要がある場合や、経済動向などにより保育ニーズが大きく変動する場合などは、その影響を十分検証のうえ、柔軟に対応していきます。

特に、保育ニーズの高い年齢層（1～2歳）については、定員を維持するとともに、必要に応じて、定員の弾力的運用による受け入れに努めます。

また、引き続き幼稚園から認定こども園への移行に対応します。

需給調整にあたっては、公立保育所が積極的にその役割を果たす必要があり、保育ニーズを踏まえて、「定員を超えた受入の縮小」「0歳の受入数の縮小」「3～5歳の受入数の縮小」を検討するとともに、需給バランスの乖離が大きく拡大した地域においては、公立保育所の再編も含めて検討します。また、民間園の利用定員の見直しについては、入所実態に応じて柔軟に対応します。

保育の質の向上のために、大規模改修を計画的に実施するとともに、民間園に対する老朽改築補助制度を引き続き実施するなど、施設の老朽化対策を進めます。

なお、将来の保育ニーズを踏まえた上で、公立保育所の老朽改築が必要となる場合は、民間による建替も含めて検討を行います。

1号こども^{※3}+2号こども^{※4}

○量の見込み (人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
3～5歳	9,797	8,724	7,729	6,828	6,160

○確保方策 (人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
3～5歳	17,888	17,888	17,888	17,888	17,888

※3 1号こども…保育を必要としない3歳以上児

※4 2号こども…保育を必要とする3歳以上児で幼児期の学校教育の利用希望の強い者

利用定員が「量の見込み」を大きく上回っていることから、新たな施設整備は行わないものとしします。また、引き続き幼稚園から認定こども園への移行に対応します。

幼保連携型認定こども園の普及について

認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることを踏まえ、その普及を図るものとし、既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、原則認可することとしします。

その際、供給過剰区域においては、保育所から移行する幼保連携認定こども園の1号こどもの利用定員は15人以下、また、幼稚園から移行する認定こども園の2・3号こどもの利用定員は15人以下としします。

ただし、2・3号こどもについては、現に在籍する保育の必要なこどもの数が15人を超える場合は、その数を上限としします。

教育・保育の量の見込みと確保方策(区域)

○2号こども・3号こども

		量の見込み					確保方策				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
東灘区	0歳	262	257	256	254	251	420	420	420	420	420
	1歳	857	854	849	844	839	752	752	752	752	
	2歳	885	883	879	873	867	837	837	837	837	
	3~5歳	2,612	2,545	2,532	2,501	2,492	2,537	2,537	2,537	2,537	
	計	4,616	4,539	4,516	4,472	4,449	4,546	4,546	4,546	4,546	
灘区	0歳	160	157	151	147	145	255	255	255	255	
	1歳	566	561	556	543	529	487	487	487	487	
	2歳	590	581	570	558	545	565	565	565	565	
	3~5歳	1,815	1,758	1,693	1,621	1,587	1,559	1,559	1,559	1,559	
	計	3,131	3,057	2,970	2,869	2,806	2,866	2,866	2,866	2,866	
中央区	0歳	160	161	156	153	152	261	261	261	261	
	1歳	532	534	535	530	526	457	457	457	457	
	2歳	578	533	535	535	526	548	548	548	548	
	3~5歳	1,564	1,561	1,540	1,494	1,450	1,655	1,655	1,655	1,655	
	計	2,834	2,789	2,766	2,712	2,654	2,921	2,921	2,921	2,921	
兵庫区	0歳	114	115	117	115	117	162	162	162	162	
	1歳	365	365	365	365	363	267	267	267	267	
	2歳	376	367	365	364	366	335	335	335	335	
	3~5歳	1,156	1,114	1,083	1,064	1,049	1,117	1,117	1,117	1,117	
	計	2,011	1,961	1,930	1,908	1,895	1,881	1,881	1,881	1,881	
北区(本区)	0歳	108	104	102	99	98	145	145	145	145	
	1歳	359	356	352	350	346	302	302	302	302	
	2歳	388	393	389	386	381	367	367	367	367	
	3~5歳	1,263	1,254	1,242	1,214	1,204	1,228	1,228	1,228	1,228	
	計	2,118	2,107	2,085	2,049	2,029	2,042	2,042	2,042	2,042	
北区(北神)	0歳	88	86	80	75	74	134	134	134	134	
	1歳	303	304	300	295	289	266	266	266	266	
	2歳	375	342	340	336	329	316	316	316	316	
	3~5歳	1,032	1,081	1,063	1,028	984	1,010	1,010	1,010	1,010	
	計	1,798	1,813	1,783	1,734	1,676	1,726	1,726	1,726	1,726	
長田区	0歳	94	95	91	90	87	169	169	169	169	
	1歳	309	308	309	305	302	321	321	321	321	
	2歳	327	326	324	324	321	389	389	389	389	
	3~5歳	966	959	958	941	932	1,440	1,440	1,440	1,440	
	計	1,696	1,688	1,682	1,660	1,642	2,319	2,319	2,319	2,319	
須磨区(本区)	0歳	84	83	83	83	84	114	114	114	114	
	1歳	275	275	274	274	274	220	220	220	220	
	2歳	264	286	286	285	285	270	270	270	270	
	3~5歳	878	857	854	841	861	967	967	967	967	
	計	1,501	1,501	1,497	1,483	1,504	1,571	1,571	1,571	1,571	
須磨区(北須磨)	0歳	89	85	80	72	71	114	114	114	114	
	1歳	302	296	290	280	261	201	201	201	201	
	2歳	336	312	303	298	285	248	248	248	248	
	3~5歳	922	947	931	941	900	897	897	897	897	
	計	1,649	1,640	1,604	1,591	1,517	1,460	1,460	1,460	1,460	
垂水区	0歳	168	165	155	147	144	342	342	342	342	
	1歳	700	686	674	653	637	658	658	658	658	
	2歳	757	740	724	707	685	777	777	777	777	
	3~5歳	2,594	2,493	2,383	2,249	2,191	2,525	2,525	2,525	2,525	
	計	4,219	4,084	3,936	3,756	3,657	4,302	4,302	4,302	4,302	
西区	0歳	187	183	174	168	166	350	350	350	350	
	1歳	747	739	733	723	712	697	697	697	697	
	2歳	836	832	820	806	786	848	848	848	848	
	3~5歳	2,801	2,733	2,667	2,532	2,473	2,868	2,868	2,868	2,868	
	計	4,571	4,487	4,394	4,229	4,137	4,763	4,763	4,763	4,763	
合計	0歳	1,514	1,491	1,445	1,403	1,389	2,466	2,466	2,466	2,466	
	1歳	5,315	5,278	5,237	5,162	5,078	4,628	4,628	4,628	4,628	
	2歳	5,712	5,595	5,535	5,472	5,376	5,500	5,500	5,500	5,500	
	3~5歳	17,603	17,302	16,946	16,426	16,123	17,803	17,803	17,803	17,803	
	計	30,144	29,666	29,163	28,463	27,966	30,397	30,397	30,397	30,397	

○1号こども

	量の見込み					確保方策				
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
東灘区	1,724	1,559	1,496	1,345	1,246	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204
灘区	877	774	624	516	444	1,509	1,509	1,509	1,509	1,509
中央区	1,002	916	817	719	661	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013
兵庫区	476	397	365	354	373	693	693	693	693	693
北区(本区)	710	654	599	560	527	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
北区(北神)	797	719	632	551	486	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524
長田区	393	346	337	314	310	846	846	846	846	846
須磨区(本区)	542	456	425	370	378	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
須磨区(北須磨)	679	616	491	403	329	673	673	673	673	673
垂水区	1,416	1,239	1,056	913	757	3,229	3,229	3,229	3,229	3,229
西区	1,181	1,048	887	783	649	2,061	2,061	2,061	2,061	2,061
合計	9,797	8,724	7,729	6,828	6,160	17,888	17,888	17,888	17,888	17,888

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

本市事業名 【国の事業名】	指標 (単位)		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度								
利用者支援事業 【利用者支援事業】	量の見込み	基本型	120	120	120	120	120								
		特定型	12	12	12	12	12								
		こども家庭センター型	10	10	10	10	10								
	確保方策	基本型	120	120	120	120	120								
		特定型	12	12	12	12	12								
		こども家庭センター型	10	10	10	10	10								
単位：箇所数	※基本型：こどもっとひろば（児童館）、特定型：保育サービスコーディネーター（各区役所・支所）、こども家庭センター型：各区役所 各区役所で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの包括的な支援に取り組むとともに、保育サービスコーディネーターを各区役所・支所に配置し、きめ細やかな保育の情報提供・入所支援を行います。 地域における身近な相談の場として、中学校区に1カ所以上あるこどもっとひろば（児童館）に子育てチーフアドバイザーを配置します。 各区役所を中心に、こどもっとひろばをはじめとする地域の相談先と連携し、一体的な支援に取り組みます。														
考え方															
妊婦等包括 相談支援事業 【妊婦等包括相談支援事業】	量の見込み	妊娠届出数 (人/年)	8,781	8,518	8,262	8,014	7,774								
		面談実施合計回数 (回/年)	17,834	17,300	16,780	16,276	15,789								
	確保方策	面談実施合計回数 (回/年)	17,834	17,300	16,780	16,276	15,789								
	考え方	妊娠届出数に1人あたりの平均面談回数を乗じて面談実施合計回数を算出しています。													
延長保育事業 【時間外保育事業】	量の見込み	実人数 (人/年)	3,281	3,229	3,175	3,098	3,044								
	確保方策		3,281	3,229	3,175	3,098	3,044								
	考え方	利用実績を基に、児童数の減少や保護者の就労状況の変化、利用希望の減少を反映し、量の見込みを算出しています。													
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	考え方	国制度に即して、施設・事業者が、教育・保育に必要な日用品、文房具、教材等の購入や行事への参加に要する費用及び新制度未移行幼稚園の食事の提供に要する費用について実費徴収を行う場合、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>補助上限額 (2024年度時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教材費・行事費等</td> <td>生活保護世帯にかかる1～3号こども</td> <td>月額 2,700円</td> </tr> <tr> <td>給食費 (副食材料費)</td> <td>新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降のこども</td> <td>月額 4,800円</td> </tr> </tbody> </table>			対象者	補助上限額 (2024年度時点)	教材費・行事費等	生活保護世帯にかかる1～3号こども	月額 2,700円	給食費 (副食材料費)	新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降のこども	月額 4,800円			
	対象者	補助上限額 (2024年度時点)													
教材費・行事費等	生活保護世帯にかかる1～3号こども	月額 2,700円													
給食費 (副食材料費)	新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降のこども	月額 4,800円													
多様な集団活動 事業の利用 支援事業	考え方	国制度に即して、職員配置や開所日数、安全対策などが国及び本市の定める基準に適合する集団活動を利用するこどもを対象に、利用料（保育料）の一部を補助します。													
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">補助上限額 (2024年度時点)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">月額 20,000円</td> </tr> </tbody> </table>		補助上限額 (2024年度時点)		月額 20,000円									
補助上限額 (2024年度時点)															
月額 20,000円															

本市事業名 【国の事業名】	指標 (単位)		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
子育てリフレ ッシュステイ 事業 【子育て短期支援事業】 単位：年間延べ人数	量の見込み	ショートステイ	1,855	2,005	2,169	2,345	2,536
		デイサービス	1,256	1,196	1,139	1,084	1,033
	確保方策	ショートステイ	1,855	2,005	2,169	2,345	2,536
		デイサービス	1,256	1,196	1,139	1,084	1,033
	考え方	利用実績に平均伸び率を乗じて、量の見込みを算出しています。					
新生児訪問 指導事業 【乳児家庭全戸訪問事業】	量の見込み	実人数 (人/年)	8,112	8,002	7,736	7,508	7,417
	確保方策	実施機関・職員	区役所・支所の助産師・保健師等				
	考え方	全戸訪問を目指し、出生数の見込みを量の見込みとして算出しています。					
保健師等に よる相談・指導 【養育支援訪問事業】	量の見込み	延べ回数 (回/年)	3,229	3,209	3,166	3,128	3,111
	確保方策	実施機関・職員	区役所・支所の保健師・ケースワーカー（福祉職）				
	考え方	出生見込みに妊産婦の訪問実績とニーズによる対象割合及び平均訪問回数を乗じて算出した見込みに、児童福祉法改正に伴う母子保健と児童福祉の切れ目の無い支援の強化として、区役所・支所の保健師・ケースワーカーの訪問実績を加えて量の見込みを算出しています。					
子育て世帯 訪問支援事業 【子育て世帯訪問支援事業】	量の見込み	延べ人数 (人/年)	5,063	5,229	5,403	5,583	5,770
	確保方策	実施体制 (事業所)	12	12	12	12	12
		※産前産後ホームヘルプサービス事業、養育支援ヘルパー派遣事業、多胎児家庭ホームヘルプサービス事業、こどもケアラー世帯へのヘルパー派遣事業					
	考え方	産後ホームヘルプサービス事業の利用回数・期間拡充後の増加している利用実績を踏まえて、量の見込みを算出しています。					
地域子育て 支援拠点事業 【地域子育て支援拠点事業】	量の見込み	延べ人数 (人/年)	498,454	476,672	457,891	437,606	422,815
	確保方策	箇所数 (箇所)	145	145	145	145	145
		※こどもっとひろば（児童館）・こべっこあそびひろば・おやこふらっとひろば等の子育てひろば					
	考え方	利用実績から算出した利用見込みを踏まえて、量の見込みを算出しています。					
幼稚園預かり保 育事業 【一時預かり事業（幼稚園型）】	量の見込み	延べ人数 (人/年)	606,048	539,672	478,120	422,384	381,061
	確保方策		606,048	539,672	478,120	422,384	381,061
	考え方	利用実績を基に、児童数の減少や保護者の就労状況の変化、利用希望の増加を反映し、量の見込みを算出しています。					
一時保育事業 【一時預かり事業（一般型）】	量の見込み	延べ人数 (人/年)	69,669	66,737	64,359	61,767	59,802
	確保方策		69,669	66,737	64,359	61,767	59,802
	考え方	国の手引きの考え方に基づき算出した利用希望者数から、保育所・認定こども園等で保育を受けており定期的に教育・保育事業を利用している者の数を除いて、量の見込みを算出しています。					

本市事業名 【国の事業名】	指標 (単位)		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
病児保育事業 【病児・病後児保育事業】	量の見込み	延べ人数 (人/年)	33,220	34,946	36,925	38,818	41,257
	確保方策		38,400	39,120	39,840	40,560	41,280
	考え方	国の示す算定式に加え、利用が段階的に伸びるものとし、一定のキャンセル率を考慮して量の見込みを算出しています。 時期によっては利用できない人が一定数いることや、まだ整備されていない地域があること等から、今後も順次必要な受け皿の拡充方策を検討していきます。					
ファミリー・サポート・センター事業 【子育て援助活動支援事業】	量の見込み	延べ人数 (人/週)	470	454	433	417	396
	確保方策		470	454	433	417	396
	考え方	国の示す算定式により算出した数から、日常的に頼れる先がある世帯を除くとともに、小学校低学年児童及び高学年児童の利用実績日数を乗じて、量の見込みを算出しています。					
妊婦健康 診査事業 【妊婦健康診査事業】	量の見込み	妊娠届出数 (人/年)	8,781	8,518	8,262	8,014	7,774
		受診回数 (回/年)	105,372	102,216	99,144	96,168	93,288
	確保方策	実施場所・体制	産科婦人科医療機関・助産所				
		検査項目	医師が必要と認めた検査				
考え方	妊娠届出数に1人あたりの平均受診回数を乗じて受診回数を算出しています。						
産後ケア事業 【産後ケア事業】 単位：年間延べ日数	量の見込み	宿泊型 (日)	4,084	4,318	4,565	4,827	5,103
		通所型 (日)	5,903	5,955	6,007	6,060	6,114
		訪問型 (日)	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
	確保方策	宿泊・通所型 (箇所)	35	36	37	38	39
		訪問型 (日)	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
考え方	妊娠届出数に産後ケアが必要なすべての方を対象とする制度拡充後の利用率の見込み及び平均利用日数を乗じて、量の見込みを算出しています。						
こども誰でも通 園制度 【乳児等通園支援事業】	量の見込み	0歳児 (人/月)	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612
		1歳児 (人/月)	1,153	1,153	1,153	1,153	1,153
		2歳児 (人/月)	404	404	404	404	404
	確保方策	0歳児 (人/月)	1,330	1,612	1,612	1,612	1,612
		1歳児 (人/月)		1,153	1,153	1,153	1,153
		2歳児 (人/月)		404	404	404	404
考え方	0歳6か月～2歳の将来人口推計から、保育所・認定こども園等で保育を受けており定期的に教育・保育事業を利用している者（3号認定）の数を除くとともに、利用希望率を乗じて量の見込みを算出しています。 実施施設数については、保護者の利便性や利用実態等を踏まえ、必要数を確保していきます。						

本市事業名 【国の事業名】	指標 (単位)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
放課後児童 クラブ 【放課後児童健全育成事業】	小学1年生	5,460	5,736	5,685	5,912	5,827
	小学2年生	5,221	5,332	5,661	5,670	5,896
	小学3年生	4,438	4,573	4,727	5,078	5,145
	小学4年生	2,906	3,209	3,394	3,599	3,963
	小学5年生	1,501	1,708	1,978	2,189	2,424
	小学6年生	784	1,034	1,276	1,594	1,893
	合計	20,310	21,592	22,721	24,042	25,148
	確保方策		20,310	21,592	22,721	24,042
考え方	推計人口に登録率及び継続率の伸び率を乗じて、さらに潜在ニーズを加味して量の見込みを算出しています。					

取り組みの方向性

1. 学童保育の量の見込み、実施場所の確保

学童保育を必要とするすべての児童を受け入れるため、教育委員会と連携し、原則として、小学校内で実施場所を確保することとし、余裕教室の活用や、多目的室等の特別教室、学校図書館、運動場、体育館等の一時利用を促進します。あわせて、民設助成による支援や、放課後支援員の処遇改善等による安定的な人材確保に引き続き取り組みます。

【学童保育利用人数】2024年度実績 19,206人 ⇒ 2029年度目標 25,148人

2. 放課後の居場所づくり

すべてのこどもが、放課後等を安全・安心に過ごし、外遊びやさまざまな体験・活動を行う機会が増えるよう、こどもの視点に立った多様な居場所の拡充に取り組みます。また、共通する課題に対する研修を実施します。

神戸っ子のびのびひろばは、引き続き、教育委員会と連携し、小学校施設を活用しながら、すべての児童を対象に、地域ボランティアの協力を得て実施していきます。校区内に学童保育と神戸っ子のびのびひろばの両方がある場合には、学童保育事業者と連携し、両事業の参加児童が交流できるよう取り組みます。

【学童保育と神戸っ子のびのびひろばの一体型・連携型の実施】

2024年度実績 74校/98校 ⇒ 2029年度目標 両事業のある全校

3. 学童保育の質の確保

- ①夏休み限定の学童保育の受入れについては、学校施設の活用等により実施施設を拡大します。
- ②夏休みの昼食提供については、すべての施設で、希望に応じて民間事業者が提供するサービスを利用できるよう取り組みます。
- ③配慮を必要とする児童については、安心して過ごせる環境づくりに向け、学校・関係機関等との連携を深め、ケース対応を盛り込んだ実践的な研修による現場の対応力の向上等に取り組みます。
- ④放課後支援員の資質向上については、国の方針に基づいた処遇改善や、実践的な研修による専門性の向上に取り組みます。
- ⑤こどもを性被害から守る取り組みを、すべての学童保育事業者が実施するよう、「神戸市放課後児童クラブの基準（ガイドライン）」を改訂します。
- ⑥警報時の受入の拡充について引き続き検討するなど、こどもや家庭を取り巻く環境の変化をふまえたサービスの充実を進めます。
- ⑦すべての学童保育施設で、こどもの意見を尊重し、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行う工夫をするなど、こどもの自主性を伸ばす取り組みを進めます。

4. こども家庭局と教育委員会との連携

放課後の居場所づくりにあたっては、こども家庭局と教育委員会が連携しながら、こどもの視点に立ち、保護者に寄り添った取り組みを学校教育に配慮しつつ行っていきます。

3 社会的養育推進について

基本的な考え方

こどもの最善の利益を図るため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まず予防的支援により家庭維持をめざすとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえ、里親またはファミリーホームへの委託、児童養護施設等への入所措置の順で、こどもにとって最良な養育先を検討します。特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期のこどもについては、里親等への委託を積極的に進めます。

取り組みの方向性・提供体制の確保

1. 当事者であるこどもの権利擁護の取り組み（意見聴取・意見表明等支援等）

こどもの一時保護や入所措置等を行うにあたり、児童相談所においてこどもからの意見を適切に聴取するとともに、こどもの意見を代弁する意見表明支援事業を強化します。

また、里親委託や施設入所するこどもに対して「こどもの権利ノート」を配布して、こどもが自身の権利について理解できるように丁寧に説明し、その後もケースワーカーの訪問時に内容を確認するなどしてこどもの権利擁護を図ります。

2. こども家庭支援体制の構築等に向けた取り組み

区役所（こども家庭センター）は、児童相談所や児童家庭支援センター、児童福祉施設、地域の子育て支援機関等と連携して、地域の相談支援体制の強化を図ります。

項目	単位	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
児童家庭支援センター設置箇所数	箇所	5	5	5	5	5
		(2024年度設置数 5)				

3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取り組み

保健師等が妊娠期から出産、産後まで切れ目なく支援を行うとともに、予期せぬ妊娠や支援の必要性の高い妊産婦に対しては、24時間365日相談窓口や産前産後の居場所の提供を行い、妊産婦の孤立を防ぎ虐待防止を図ります。

項目	単位	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
妊産婦等生活援助事業実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
		(2024年度設置数 1)				

4. 代替養育を必要とするこども

項目		単位	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
代替養育を必要とするこどもの見込み数	3歳未満	人	37	36	36	36	35
	3歳以上就学前		49	47	44	41	39
	学童期以降		379	377	372	368	361
	合計		465	460	452	445	435
考え方			将来人口推計に「代替養育が必要となる割合」を乗じて「代替養育を必要とするこども数」を算出しています。				

5. 一時保護されたこどもの権利擁護に向けた取り組み

一時保護されたこどもの最善の利益が守られるように、一時保護施設等において個々のこどもの状況に応じた生活や学習の支援を行うとともに、定期的な第三者評価の受審や職員研修の実施等により、支援の質を高めます。

また、こどもの状況にあわせた一時保護の環境を確保する観点から、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努めるとともに、今後の一時保護の状況に応じて、一時保護専用施設の設置について検討します。

6. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取り組み

児童相談所において、代替養育を必要とするこどもの里親等への委託を推進するとともに、施設入所が長期化しているこどもについて計画的にアセスメントを実施し、家庭復帰が見込まれる場合は、施設と連携しながら復帰に向けた支援を行います。

育てにくさや親子関係に悩んでいる保護者に対し、家庭養育が継続できるよう、親子関係を適切に築くためのプログラムを充実するなど、虐待防止を図ります。

また、特別養子縁組が望ましいと考えられる場合は、児童相談所と民間あっせん機関等と連携し、縁組の成立に向けて、また成立した後も必要な支援を行います。

7. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み

代替養育を必要とするこどもの里親・ファミリーホームへの委託を推進するにあたり、特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期のこどもについて、重点的に委託を進めます。

養育里親についてのアウトリーチ型のリクルートを行うとともに、里親制度の広報・啓発について官民が協働して一体的に実施して、委託先となる里親の確保に努めます。

未委託となっている里親の状況を把握して委託につなげるために必要な支援を行い、また、専門的なケアを必要とするこどもを里親が養育する場合の支援の充実を図ります。

さらに、里親家庭への支援の充実を図るため、里親支援機関の役割を明確化して児童相談所との機能分担と連携体制を強化するとともに、里親支援センターについては、今後の取組状況を踏まえながらあり方について検討します。

項目		単位	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
里親等 委託率 の目標	3歳未満	%	29	38	47	55	65
	3歳以上就学前		28	36	45	56	65
	学童期以降		14	17	21	26	33
	考え方	現状と今後の取組を踏まえて、2029年度までに達成が見込まれる委託率を目標値として設定しています。					
里親登録世帯数	世帯	208	228	248	268	288	
里親の稼働率	%	31	35	39	44	50	

8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み

施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設）は、より家庭的な環境に近づける取り組みを進めるとともに、施設の専門性を活かし、ケアニーズの高いこどもの受け入れや、地域の子育て家庭に対する支援として、家庭支援事業等に取り組むなど、多機能化・機能転換を進めます。

乳児院は、里親のレスパイトや専門的ケアを必要とするこどものケアを重点的に行うとともに、児童相談所による一時保護委託や子育て短期支援事業を進めます。

児童養護施設は、全施設のオールユニット化及びグループホームの設置（1施設あたり2箇所）を目指します。

児童自立支援施設（若葉学園）は、小舎夫婦制のメリットや専門性を活かし、児童養護施設等へのプログラムの提供や地域貢献に努めます。

学生向けの職場体験など人材確保に向けた取り組みや、職員の専門性を高めるための研修の充実、リーダー人材の養成などを関係者とともに進めます。

項目	単位	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
小規模化かつ地域分散化している児童養護施設の整備目標	箇所	5	7	8	9	10
		(2024年度 小規模化かつ地域分散化している施設 5)				

9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み

児童養護施設等で18歳以降も継続的な支援が必要な子どもに対して、自立支援を提供する施設を確保するとともに、施設を退所した子どもや虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

項目	単位	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
児童自立生活援助事業 Ⅰ型設置箇所数 (自立援助ホーム)	箇所	1	1	1	1	1
	考え方	施設規模や箇所数など施設の有り方について検討を行います。(2024年度設置箇所数 1箇所)				
児童自立生活援助事業 Ⅱ型設置箇所数	箇所	1	2	3	4	5
	考え方	利用者については、これまでの利用者(平均12名)と、利用していない退所者数に一定の利用者を見込んで算出。利用者数と施設の状況を考慮しながら、2029年度までに5か所を実施。(2024年度設置箇所予定数 1箇所)				
社会的養護自立支援拠点事業	考え方	児童養護施設等の退所者で相談支援等が必要となる子どもの見込数、社会的養護に係る児童数、児童自立生活援助事業の利用者数なども考慮しながら、設置の検討を行います。				

10. 児童相談所の強化等に向けた取り組み

児童相談所において、国の示す配置標準を充足する人員を配置するとともに、職員の計画的な育成に取り組み、相談援助機能の充実を図ります。また、区役所や児童家庭支援センター等の関係機関と十分に連携しながら、子どもや家庭に対する支援体制の充実を図ります。

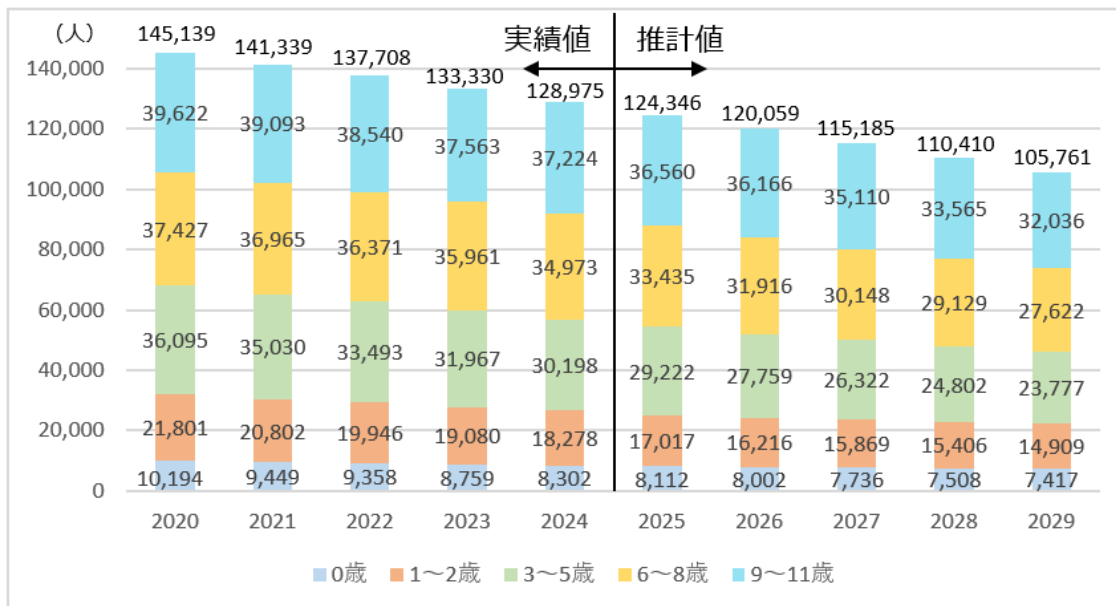
11. 障害児入所施設における支援

障害児施設に入所している社会的養護の必要な子どもについても、良好な家庭的環境において養育されるよう推進するとともに、子どもからの意見聴取を行い、子どもの権利擁護が十分に図られるように、子どもの状況に応じた支援を行います。

(資料) 出産・子育てをめぐる社会環境の変化

年齢別こどもの人口推移(神戸市の実績と推計)

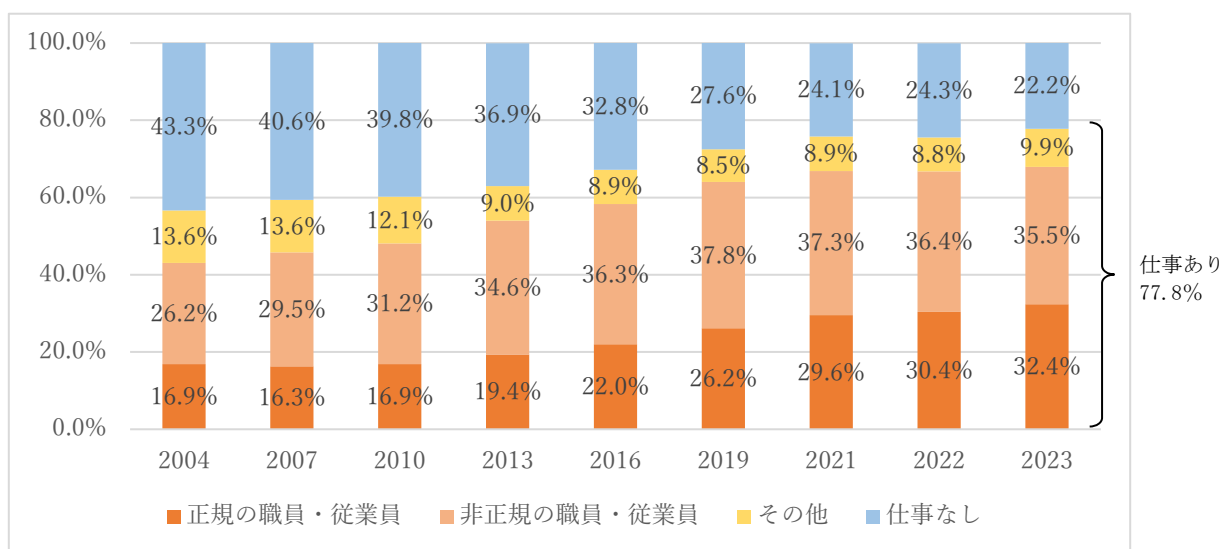
2025年から2029年にかけて、2020年から2024年の減少率以上の減少を見込んでいる。



出典等：＜実績＞住民基本台帳（各年3月31日現在）
＜推計値＞神戸市資料

18歳未満の子どもがいる世帯における母の仕事の状況(全国)

「仕事あり」の割合が増え続け、8割近くとなっている。また、「正規の職員・従業員」も増え続けている。

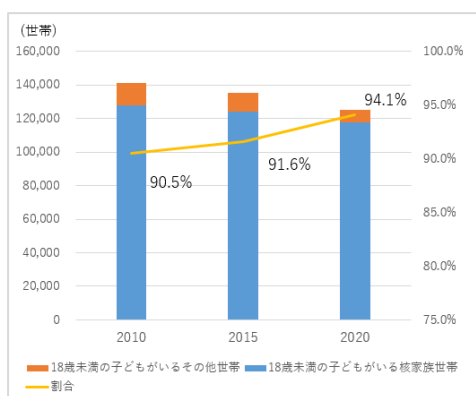


出典：国民生活基礎調査

※「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む

18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合等(神戸市)

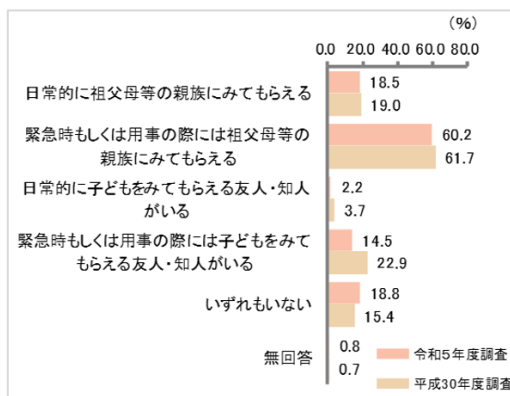
核家族世帯の割合は増え続けている。



出典：国勢調査

自分に代わって子どもをみてもらえる親族・知人の有無(小学生までの子どもの保護者)

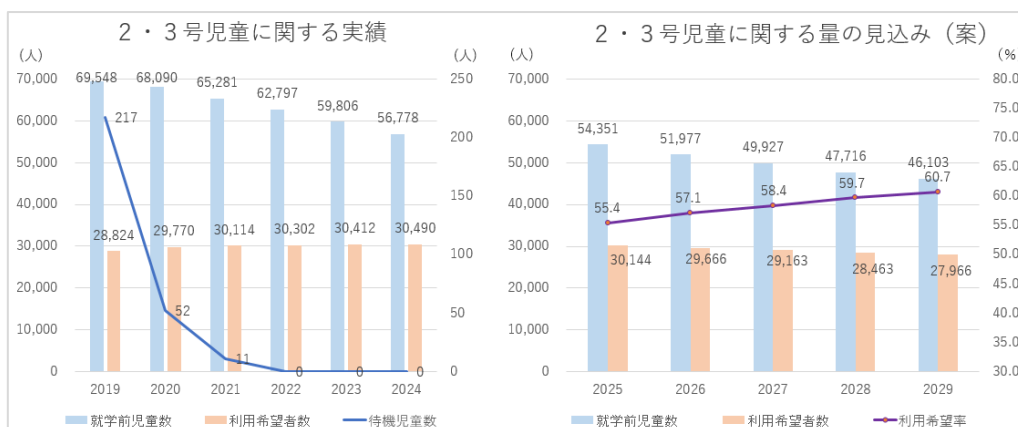
「いずれもない」が5年前から増え、18.8%を占める。



出典：神戸市子ども・子育て支援事業に係る基礎調査(利用希望把握調査)

教育・保育の提供体制の確保及び利用状況(神戸市)

利用希望率は増加が見込まれるものの、就学前児童数が減少傾向にあることから、利用希望者数は、今後、横ばいから減少傾向となることを見込んでいる。

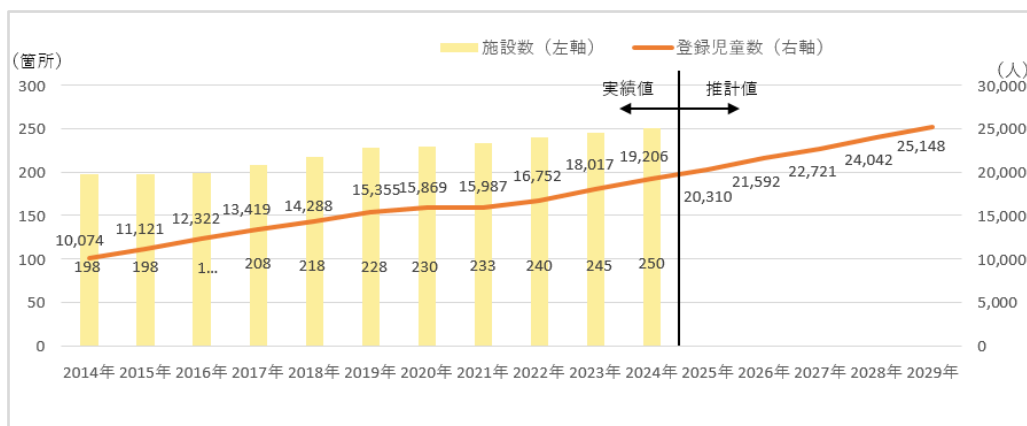


※ 2号児童…満3歳以上の小学校就学前であって、保育を必要とする児童
 ※ 3号児童…満3歳未満の保育を必要とする児童

出典等：＜実績＞神戸市資料（各年4月1日現在）
 ＜推計値＞神戸市資料

学童保育登録児童者数と施設数の推移(神戸市)

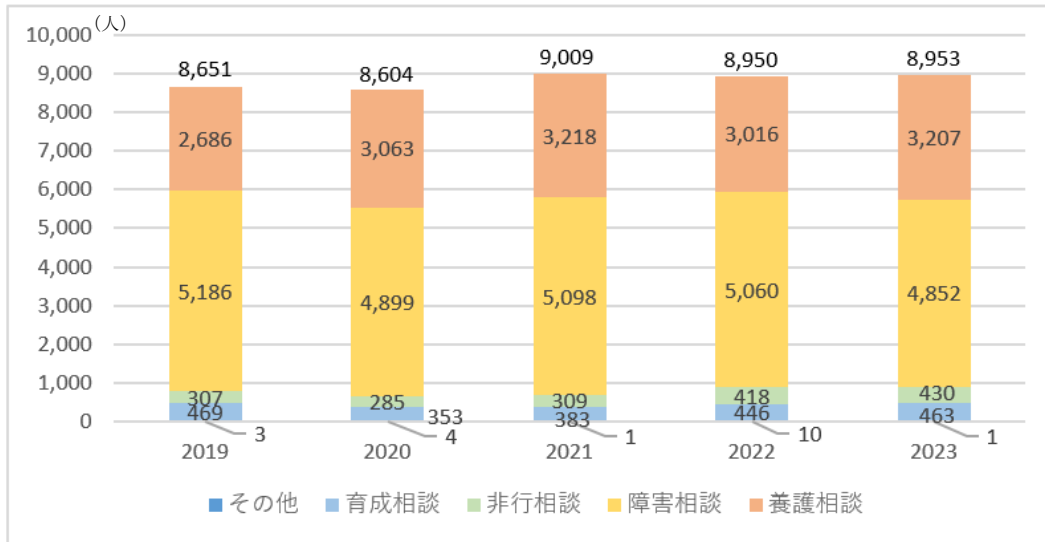
2014年からの10年で約2倍とニーズが増加。2025年から2029年にかけてもおおよそ同じ増加率で増えることを見込んでいる。



出典等：＜実績＞神戸市資料（各年5月1日現在）
 ＜推計値＞神戸市資料

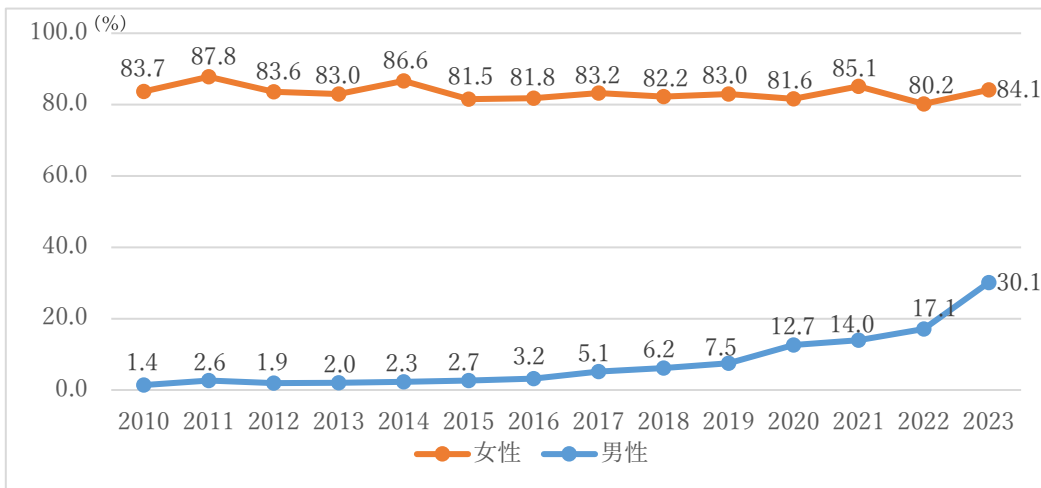
こども家庭センターへの相談件数の推移(神戸市)

障害相談及び養護相談が9割を占め、件数は高止まり状態である。



育児休業取得率の推移(全国)

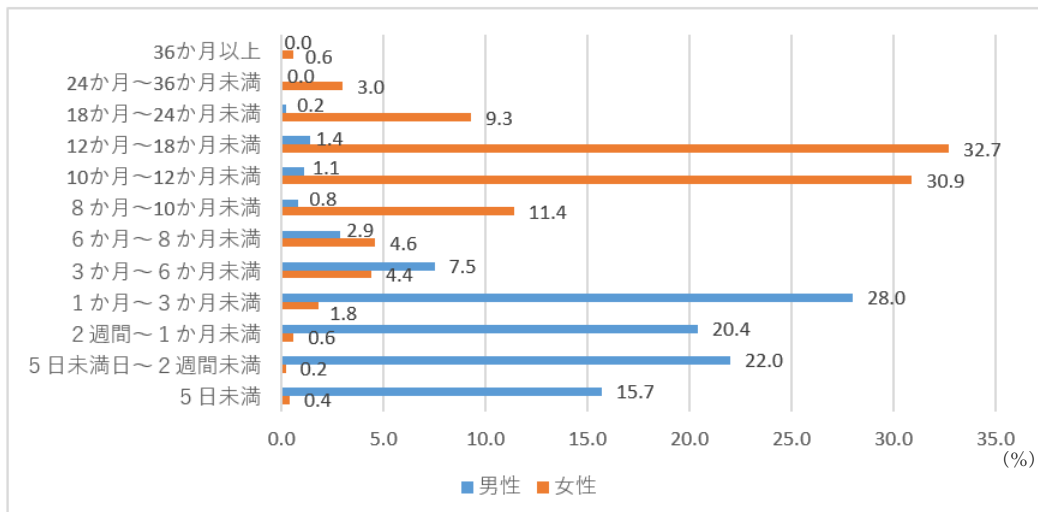
男性の取得率が2013年以降増え続け、2023年に3割を超えた。



出典：雇用均等基本調査（厚生労働省）

育児休業取得期間別割合(2023年度 全国)

女性は8か月以上が87.9%、男性は3か月未満が86.1%である。



出典：雇用均等基本調査（厚生労働省）